

お知らせ

記者発表資料

令和4年 1月 5日

■同時発表先：島根県政記者会・出雲市政記者クラブ

斐伊川の河川内樹木伐採を公募します

～斐伊川の樹木を伐採・利用してみませんか～

伐採した樹木は無償でお持ち帰りいただけます

河川内の樹木においては、洪水時に水の流れを妨げたり、河川巡視時に視界を遮り監視の妨げになっている箇所があり、計画的に斐伊川の河川内樹木の伐採を行っているところです。

この度、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的として、河川内樹木伐採を広く一般に公募し、樹木の伐採・搬出を行っていただくことのできる取り組みを試行的に行います。

伐採した樹木については、薪やほだ木など、自由な用途で使っていただけます。皆様に樹木を伐採・利用していただくことで、国が同様の面積を伐採・処理した場合に比べ、経費削減にも繋がります。

○公募場所 : 別添位置図のとおり

○公募期間 : 令和4年 3月 1日～令和4年 6月25日までの内希望する期間

※斐伊川の出水期間（毎年 6月26日～10月20日）は採取不可

○提出期限 : 令和4年 2月15日まで（土日祝日を除く）

受付時間 9:00～17:00

○資格要件

団体又は個人（別添公募説明書を参照）

○申請方法

説明書に添付の応募様式を公募期限までにメール、郵送もしくはFAXで提出ください。なお、提出にあたってはあらかじめ現地状況を確認してください。

○提出先

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町5丁目1番地

国土交通省 出雲河川事務所 管理第一課

TEL : 0853-20-1765 FAX : 0853-22-6117 Email : izumo@cgr.mlit.go.jp

出雲河川事務所 Web サイト <https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen>

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

担 当 総括保全対策官 若井 <sup>わかい</sup> 克文 <sup>かつふみ</sup> TEL : 0853-21-1850(代表)

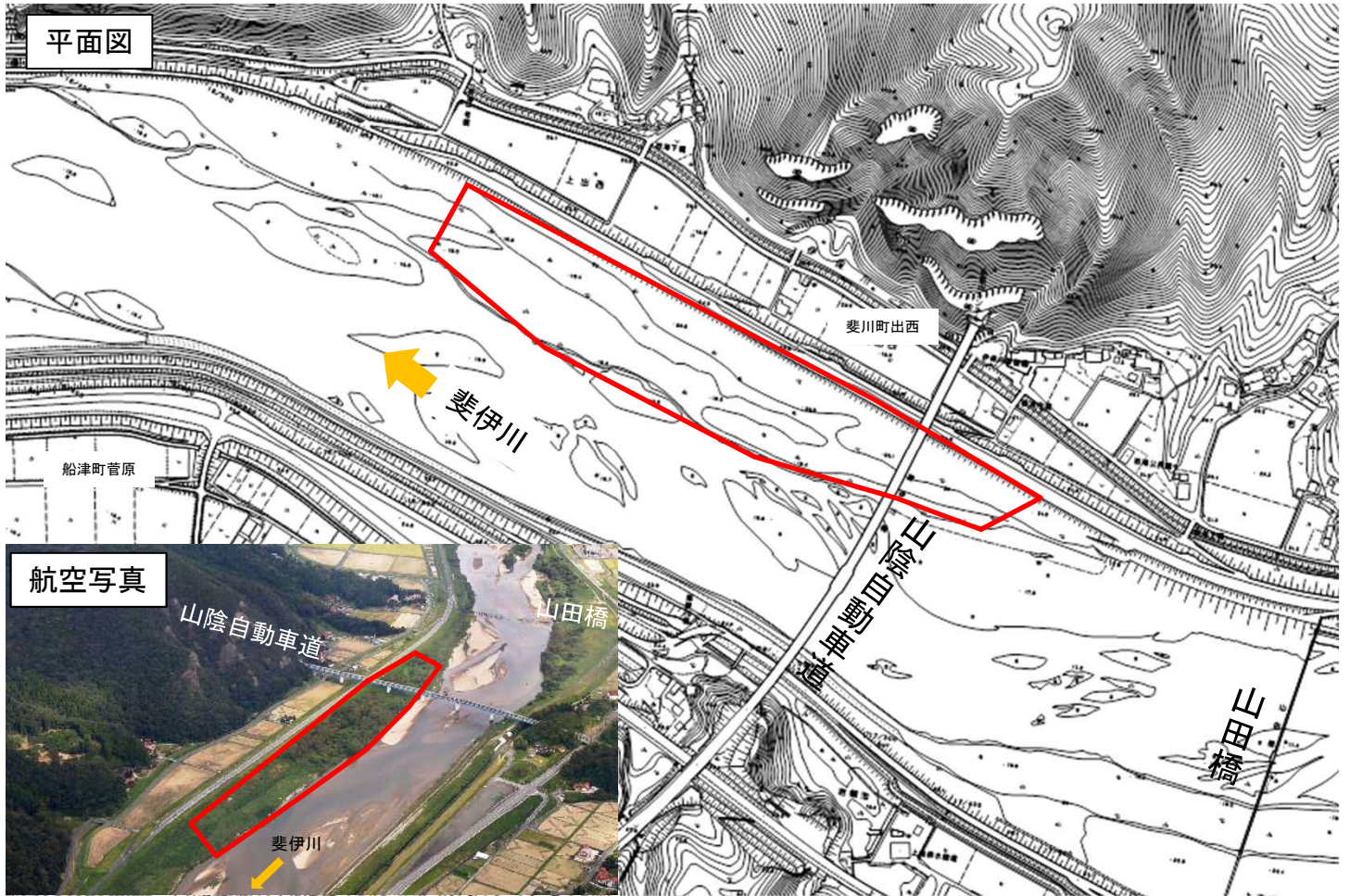
管理第一課長 西尾 <sup>にしお</sup> 仁志 <sup>ひとし</sup> TEL : 0853-20-1765(直通)

# 公募箇所位置図 斐伊川



出典: 国土地理院(電子国土Web)より

公募箇所①（出雲市斐川町出西地先）  
斐伊川右岸 17k000付近

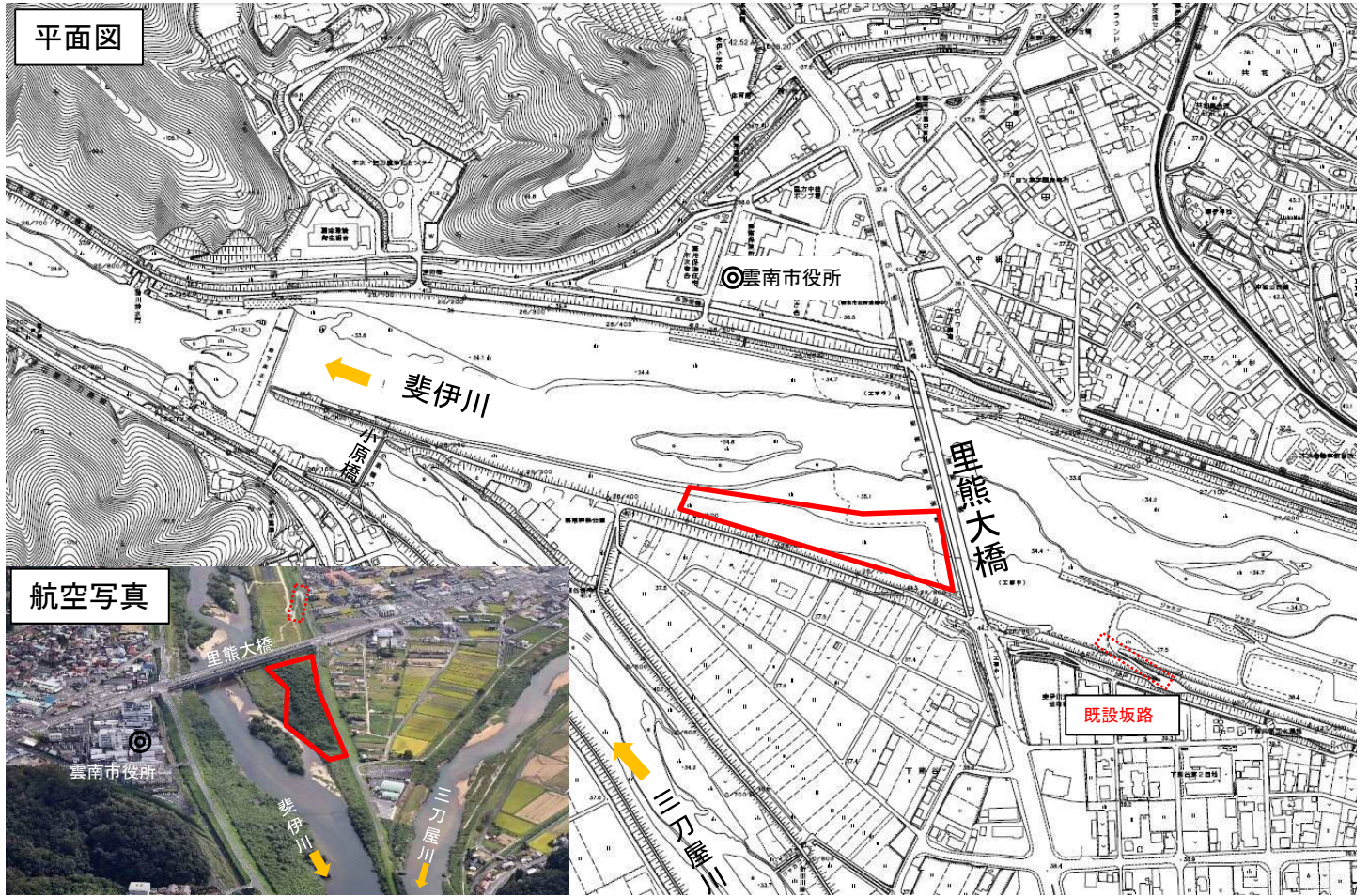


※注意事項

- ・高水敷へ進入するための坂路については、下流部に設置する予定である。
- ・進入路に関して、道路管理者との協議や坂路の設置が必要になるため申請後、伐採までは2ヶ月程度時間を要する可能性がある。
- ・水際部の樹木については、安全管理上伐採を行わないものとする。
- ・樹木伐採に伴う、進入経路等の下草刈りについては、実施者において行うこと。

主な樹種：ヤナギ類、オニグルミ、ヨシ類

公募箇所②（雲南市三刀屋町下熊谷地先）  
斐伊川左岸 27k600付近



※注意事項

- ・高水敷へ進入するための坂路は市道であり、一般車両の通行もあるため、支障とならないよう作業を実施すること。
- ・水際部の樹木については、安全管理上伐採を行わないものとする。
- ・樹木伐採に伴う、下草刈りについては、実施者において行うこと。



主な樹種: ヤナギ類

# 出雲河川事務所管内河川区域内樹木伐採公募説明書

## 1. 公募条件

### 【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び搬出を行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

### 【法人・団体の場合】

- ①自ら樹木伐採及び搬出を行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 2. 手続き等

### ①提出書類

本説明書に添付の応募様式を期限までに郵送、FAX等により提出すること。(当日消印無効)

なお、提出にあたっては、現地状況及び別紙 許可条件(特に、第8条～第13条)を確認のうえ提出すること。

### ②提出期限

令和4年2月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

受付時間 : 9:00～17:00

なお、上記の期間以外にも受付を行う場合があるため、適宜問い合わせること。

### ③提出及び問い合わせ先

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町5-1

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 管理第一課

電話 : 0853-20-1765(直通)

FAX : 0853-22-6117

Email : izumo@cgr.mlit.go.jp

## 3. 採取者の選定方法

原則先着順とする。ただし、提出された申請書類を基に、参加に必要な条件を満たしていないと判断された者は選定されない場合がある。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認のために、必要に応じて申請者へヒアリング等実施する場合がある。

#### 4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送、FAX等により通知を行う。

なお、通知は受付期間終了後、1週間程度を予定している。(申請者多数の場合は通知が遅れる場合がある)

許可受け者は、原則通知を受けた日から2週間以内に具体的な作業計画を通知者へ報告すること。

#### 5. 採取区域と樹種等の情報

別添公募箇所図のとおり。

#### 6. 採取時期

令和4年 3月 1日 ~ 令和4年 6月25日まで

上記期間のうち、希望する採取期間を申請すること。(断続的な期間でも可)

なお、斐伊川の出水期間(毎年 6月26日~10月20日)は採取不可とする。

#### 7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積込、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には当該区間の出張所長(以下、所長)の指示に従い、作業実施者において補修・復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては、使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ 伐採期間中、使用機材等を存置する場合には、河川の増水時に速やかに撤去できる体制を整えておくこと。
- ⑤ ゴミ等についても、作業後の後片付け、清掃は入念に行い、河川美化に努めること。
- ⑥ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任を持って処理すること。また原則、伐採した樹木は全て持ち帰ること(枝葉含む)。

#### 8. 自損事故等を起こした場合又は河川管理施設、若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に

応じて許可受け者に指導を行う。

- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。  
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受者は速やかに所長へ連絡を行い、適切に対応すること。  
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

#### 9. 河川管理者が実施し得る工程

坂路整備（軽トラックによる搬出が可能となる程度）

なお、高水敷内の下草刈り等については申請者で行うこと。

#### 10. 河川法の許可手続き

許可受け者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土砂等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行うこと。（別添、許可申請書による）

#### 11. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

#### 12. 河川法第32条1項に基づく採取料について

河川法第25条の許可を受けた者は、本樹木採取に係る、河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途島根県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。なお、今回の採取料については「免除」される。

#### 13. その他

- ① 採取を希望する河川産出物の種類または用途を制限するものではないが、樹種又は用途に疑義がある場合（採取を希望する樹種が一部に限定されている場合、採取を希望する河川産出物の用途が不明確な場合など）には、採取の妥当性を正確に判

断することができないため、ヒアリング等で確認する必要がある。なお、確認によっても疑義が解消されない場合は、採取の許可を行わない場合がある。

- ② 今後の実施にあたっての参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答いただく場合がある。



## 許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、管理者の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、管理者の確認を受けること。

第4条 許可を受けた者は、この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめその旨を管理者に書面により届け出ること。

- 2 許可を受けた者は、採取又は行為が完了したときには速やかに管理者に書面にて届け出てその検査を受けること。
- 3 許可を受けた者は、17時から翌日の9時までの間及び土曜日、日曜日、祝日には作業を行わないこと。
- 4 許可を受けた者は、採取の跡地を河川管理上支障のないようその都度整地すること。
- 5 許可を受けた者は、採取した樹木を速やかに河川区域外へ搬出すること。
- 6 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。なお、この許可に伴う伐採行為又は行為に起因して河川管理用通路に損傷を与えた場合には、速やかに補修を行うこと。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに管理者に報告すること。

第6条 許可を受けた者は、この許可に係る伐採又は行為に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 管理者がこの許可に係る採取の状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。

2 管理者がこの許可に係る採取の状況について立入調査を求めたときには、許可を受けた者はこれ

に協力すること。

第9条 許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときには、あらかじめ変更の許可の申請を行うこと。

第10条 この許可は、許可の期間が満了したときには、その効力を失う。

第11条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第12条 管理者が河川管理上必要と認めて行う指示に従うこと。

第13条 管理者は許可を受けた者に対して、河川管理上や現地状況等の判断から許可を取り消す場合がある。

(様式1)

令和 年 月 日

出雲河川事務所 管理第一課長 殿

申請者

住 所

氏 名

## 着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

### 記

1. 着手年月日
2. 許可年月日  
及 び 番 号
3. 河川の名称 斐伊川水系斐伊川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
6. 緊急時の  
連 絡 先

注)工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

出雲河川事務所 管理第一課長 殿

申請者

住 所

氏 名

## 完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

### 記

1. 完了年月日
2. 許可年月日  
及 び 番 号
3. 河川の名称 斐伊川水系斐伊川
4. 採取の場所
5. 採取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
6. 確 認 希 望  
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、  
その他必要な資料を添えて提出すること。

応募様式

令和 年 月 日

出雲河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名: \_\_\_\_\_ 印

住 所: \_\_\_\_\_

電 話 番 号: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

(所有者のみ)

令和 年 月 日付で公募された「出雲河川事務所管内河川区域内樹木伐採」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募河川名及び箇所(箇所の番号): 斐伊川・箇所番号( )

面積 \_\_\_\_\_m2 程度

※応募区域及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※「応募区域及び区画のみ」の限定した応募の場合は、図面に希望箇所を明示して提出願います。

※面積については、不明な場合は空欄でも構いません。

2. 採取を希望する河川産出物(樹木等)の使途: \_\_\_\_\_

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間: \_\_\_月 \_\_\_日~ \_\_\_月 \_\_\_日(のうち\_\_\_日間)を予定

作業実施者: 一日あたり\_\_\_人で実施予定

4. 採取を実施する工程 ※実施を希望する全ての項目の□にレ点を記入願います。

①樹木の伐木段階

伐木方法 : \_\_\_\_\_による伐木(使用機械等を記入願います)

②河川区域内に集積された樹木の搬出段階

搬出方法 : \_\_\_\_\_による搬出(使用車輛等を記入願います)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 過去の応募・申請・許可受け実績

過去の応募実績 : 有 令和\_\_\_年\_\_\_月 無

過去の許可受け実績 : 有 令和\_\_\_年\_\_\_月 無

6. 安全対策等の実施の有無

清掃

交通整理

その他( \_\_\_\_\_ )

7. 参加資格の合致状況(法人の場合のみ記載)

※ 該当する全ての項目の□にレ点を記入願います。

過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

# 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

国土交通省  
中国地方整備局長 殿

申請者 住所

ふりがな  
氏名



連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(担当者)

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1 河川の名称

斐伊川水系 斐伊川

2 採取の目的

3 採取の場所及び採取に係る土地の面積

4 河川の産出物の種類及び数量

5 採取の方法

6 採取の期間

自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日